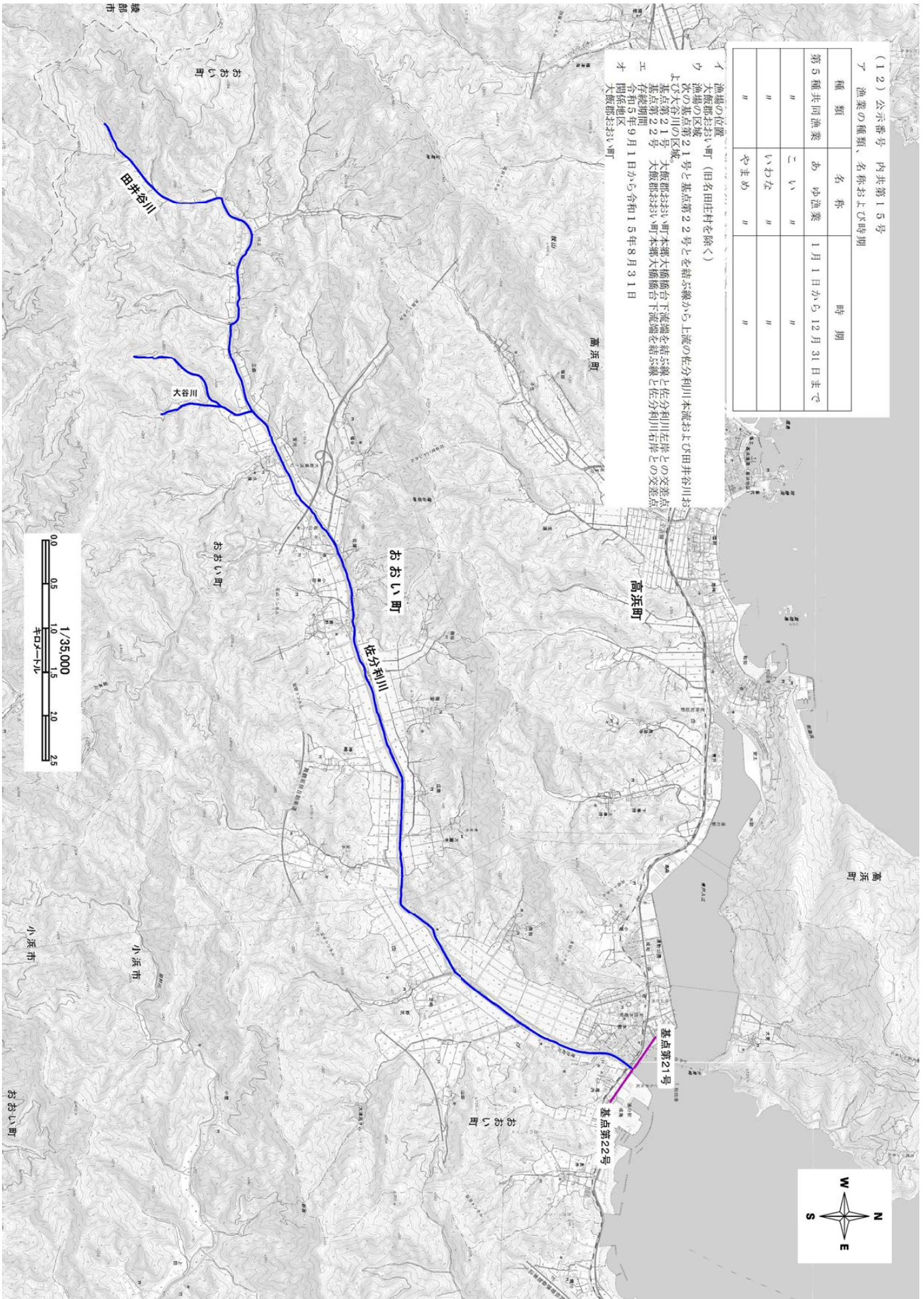
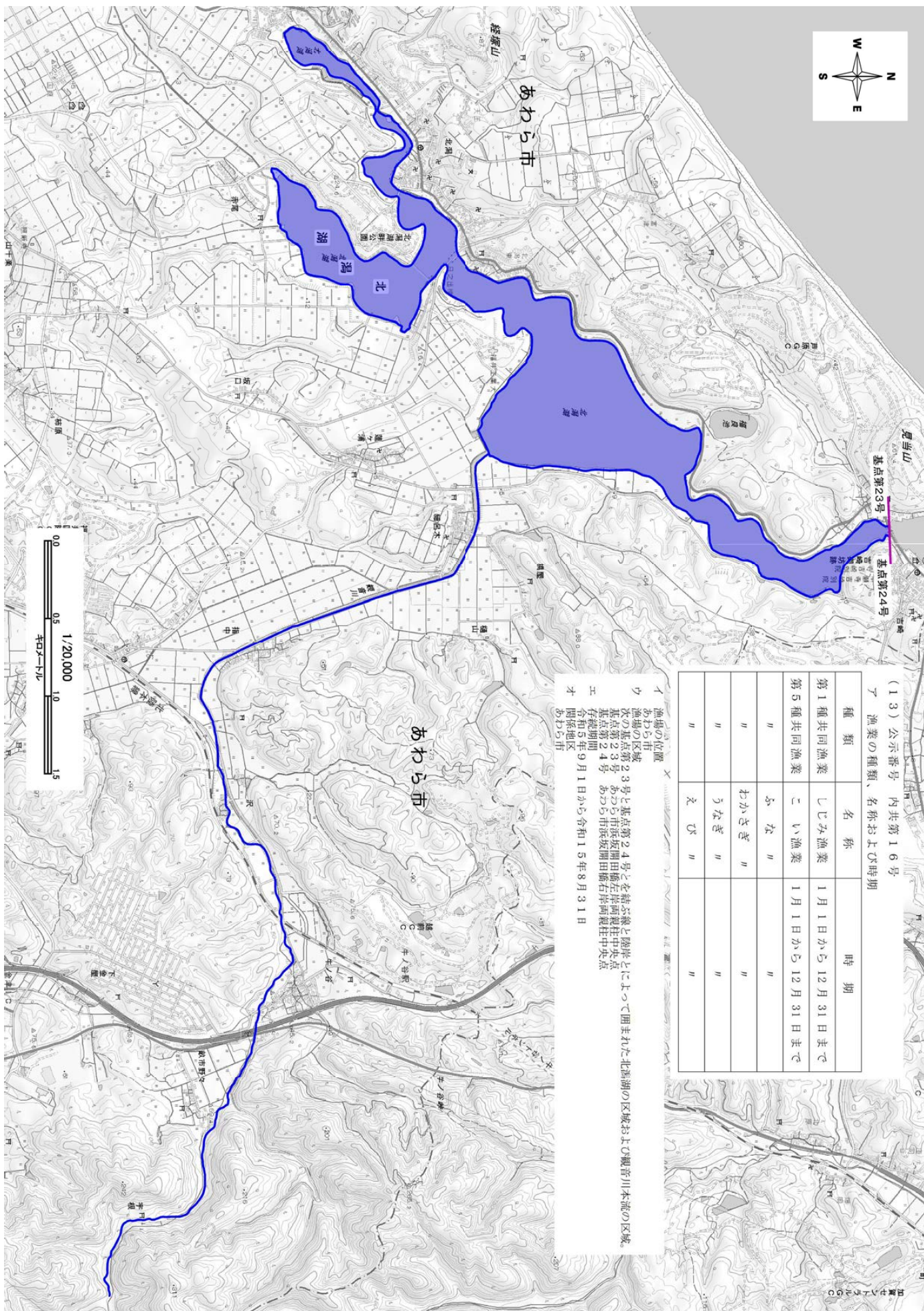


(12) 公示番号 内共第15号

ア 漁業の種類、名称および時期	種類	名称	時期
第5種共同漁業	あ	ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
"	こ	い	"
"	い	わ	"
"	や	ま	"

イ 漁場の位置
大飯郡おおい町（旧名田庄村を除く）
ウ 漁場の区域
大飯郡おおい町 基点第21号と基点第22号とを結ぶ線から上流の佐分利川本流および田井谷川および大谷川の区域。大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川左岸との交差点
エ 基点第21号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川右岸との交差点
オ 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日
大飯郡おおい町





(13) 公示番号 内共第16号
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふな	"
"	わかさぎ	"
"	うなぎ	"
"	えび	"

イ 漁場の位置
あわら市域
次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北湖湖の区域および観音川本流の区域。
基点第23号 あわら市坂原田橋左岸河越柱中央点
基点第24号 あわら市坂原田橋右岸河越柱中央点
エ 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日
オ 関係地区
あわら市

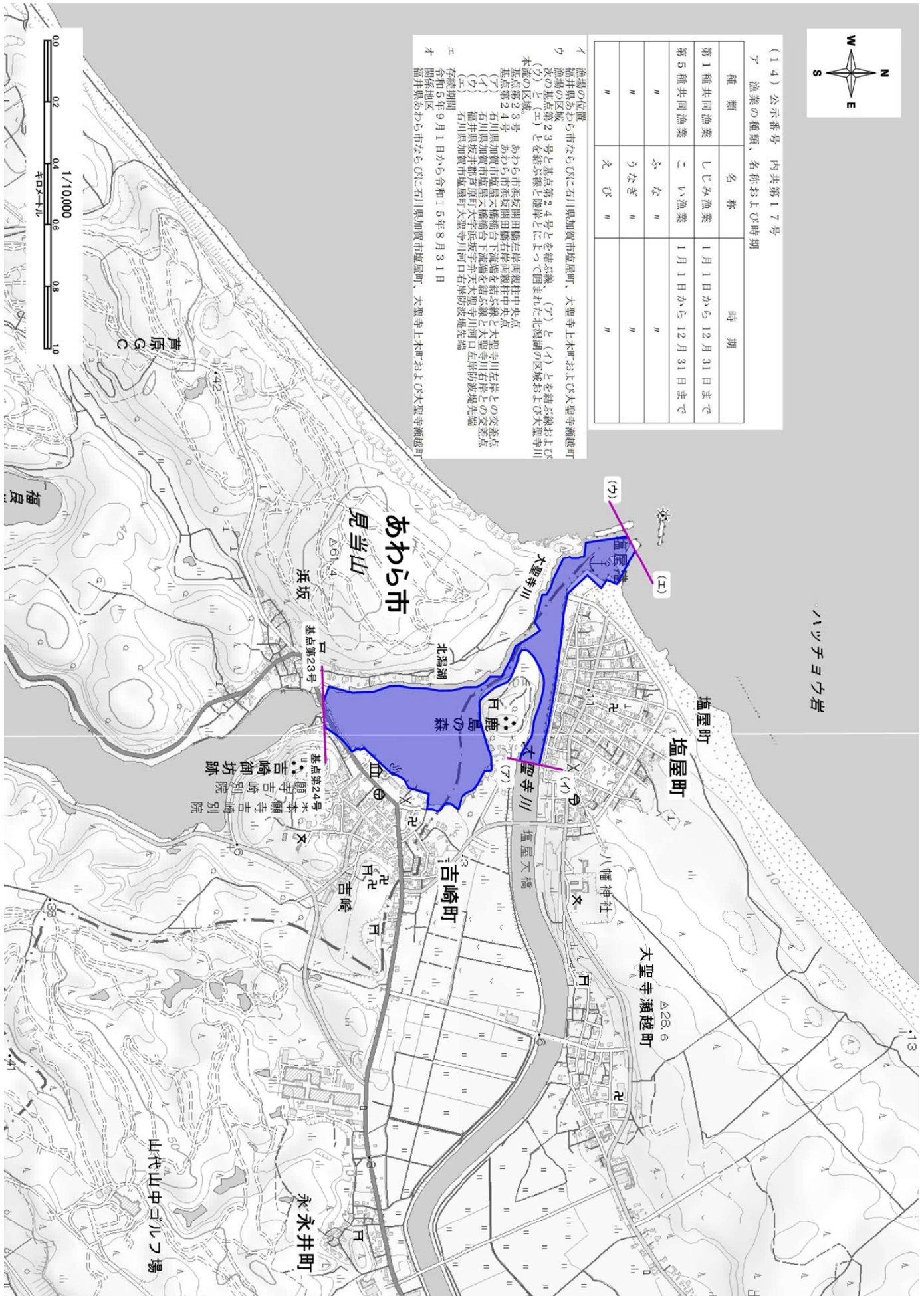


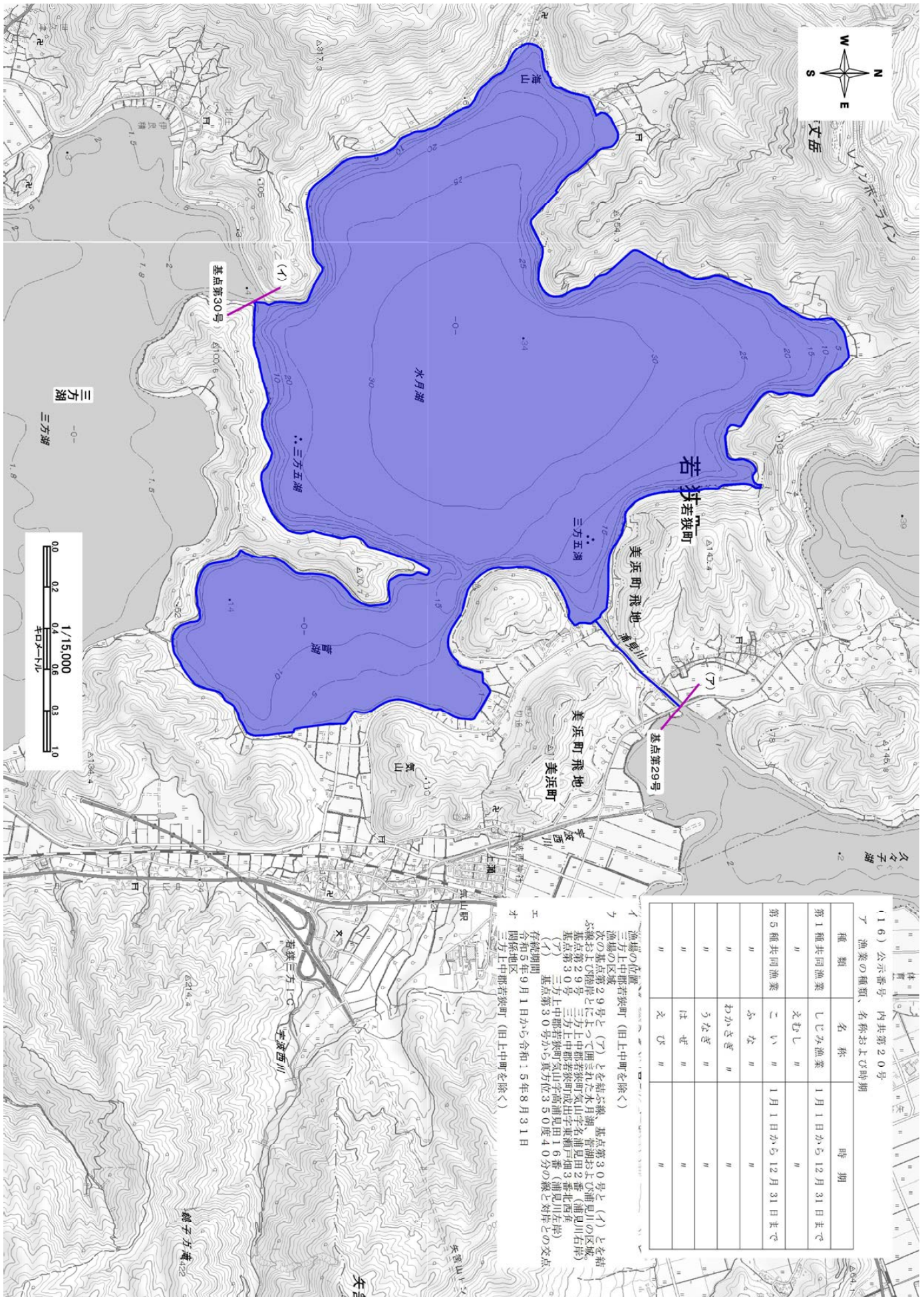
(14) 公示番号 内共第17号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふな	"
"	うなぎ	"
"	えび	"

イ 漁場の位置
 福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町
 漁場の区域
 次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および
 (ウ)と(エ)とを結ぶ線と陸岸とにより囲まれた北島湖の区域および大聖寺川
 本流の区域
 基点第23号 あわら市底辺開田橋左岸阿親住中央点
 基点第24号 石川県加賀市塩屋大橋橋台下水道端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点
 (ア) 石川県加賀市塩屋大字底辺字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端
 (イ) 福井県あわら市塩屋町大字底辺字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端
 (ウ) 石川県加賀市塩屋町大字弁天大聖寺川河口右岸防波堤先端
 (エ) 石川県加賀市塩屋町大字弁天大聖寺川河口右岸防波堤先端
 エ 存続期間
 令和5年9月1日から令和15年8月31日
 オ 関係地区
 福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町





(16) 公示番号 内共第20号
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし	"
第5種共同漁業	こい	1月1日から12月31日まで
"	ふな	"
"	わかさぎ	"
"	うなぎ	"
"	はぜ	"
"	えび	"

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)
ウ 漁場の区域
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
エ 漁場の名称
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
オ 関係保地区
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

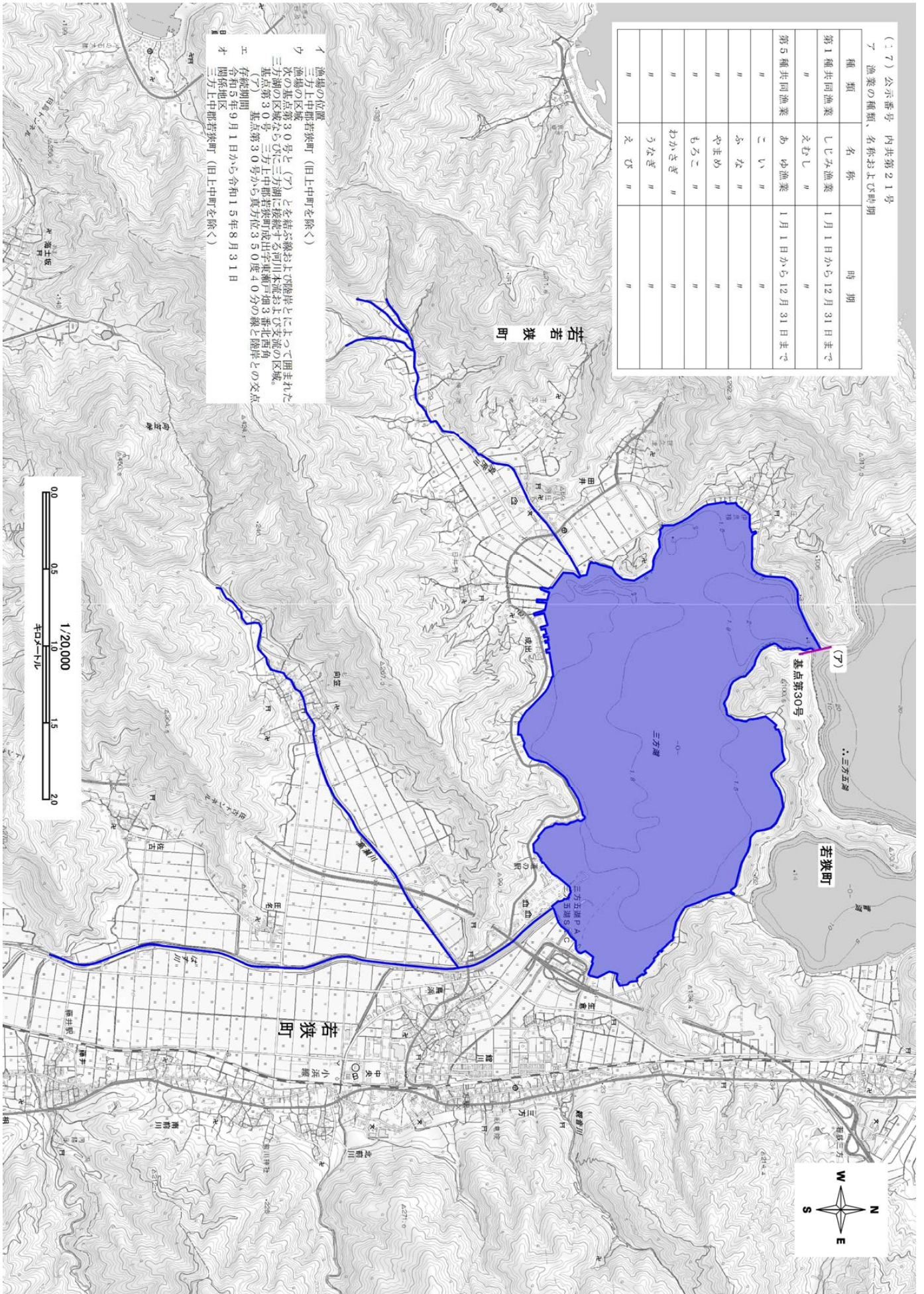
イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線および開き、管湖および浦見山の区域
ウ 漁場の区域
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
エ 漁場の名称
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
オ 関係保地区
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)とを結ぶ線、基点第29号と(ウ)とを結ぶ線、管湖および浦見山の区域
ウ 漁場の区域
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
エ 漁場の名称
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
オ 関係保地区
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

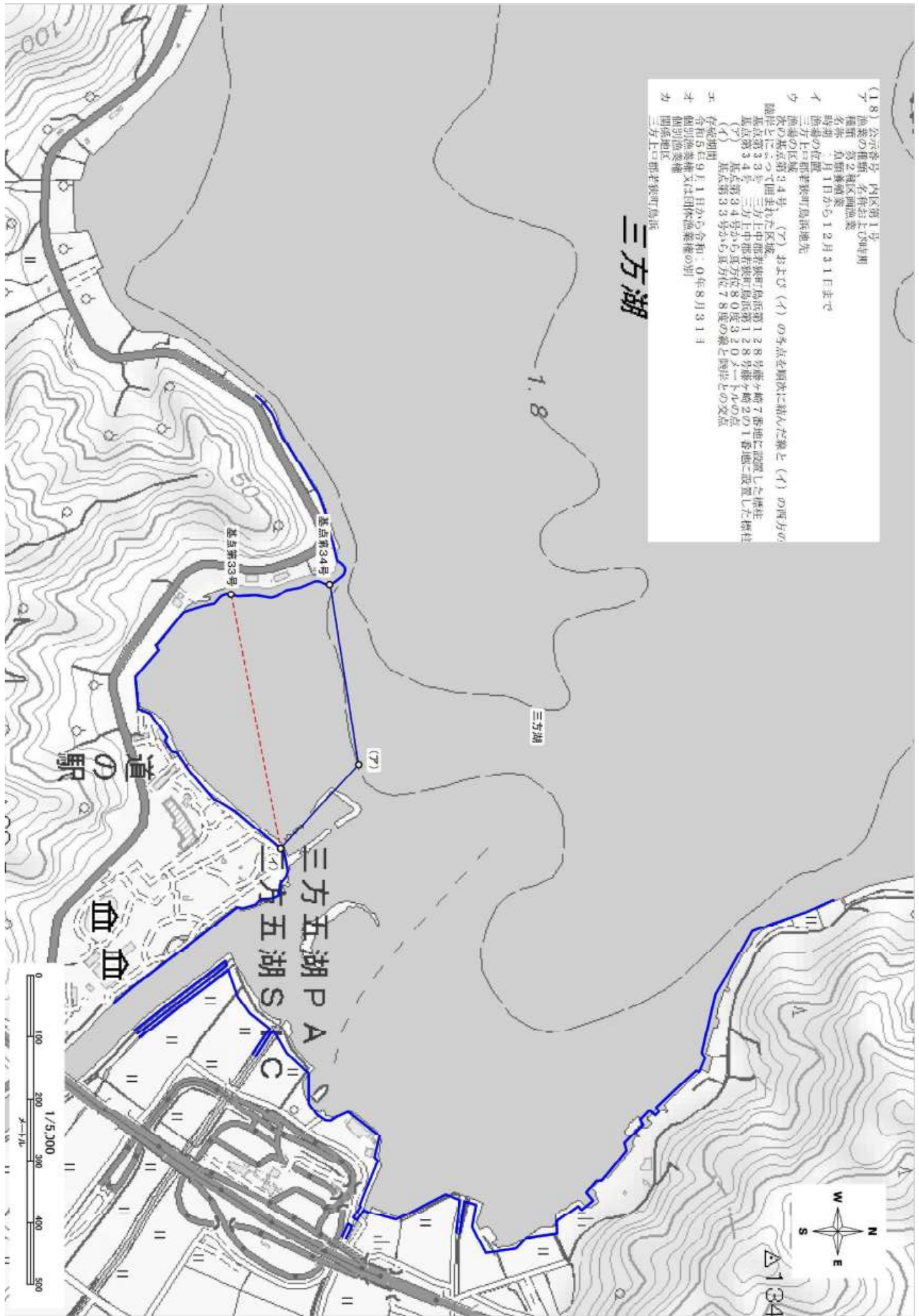
イ 漁場の位置
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線、管湖および浦見山の区域
ウ 漁場の区域
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
エ 漁場の名称
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)の区域
オ 関係保地区
三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

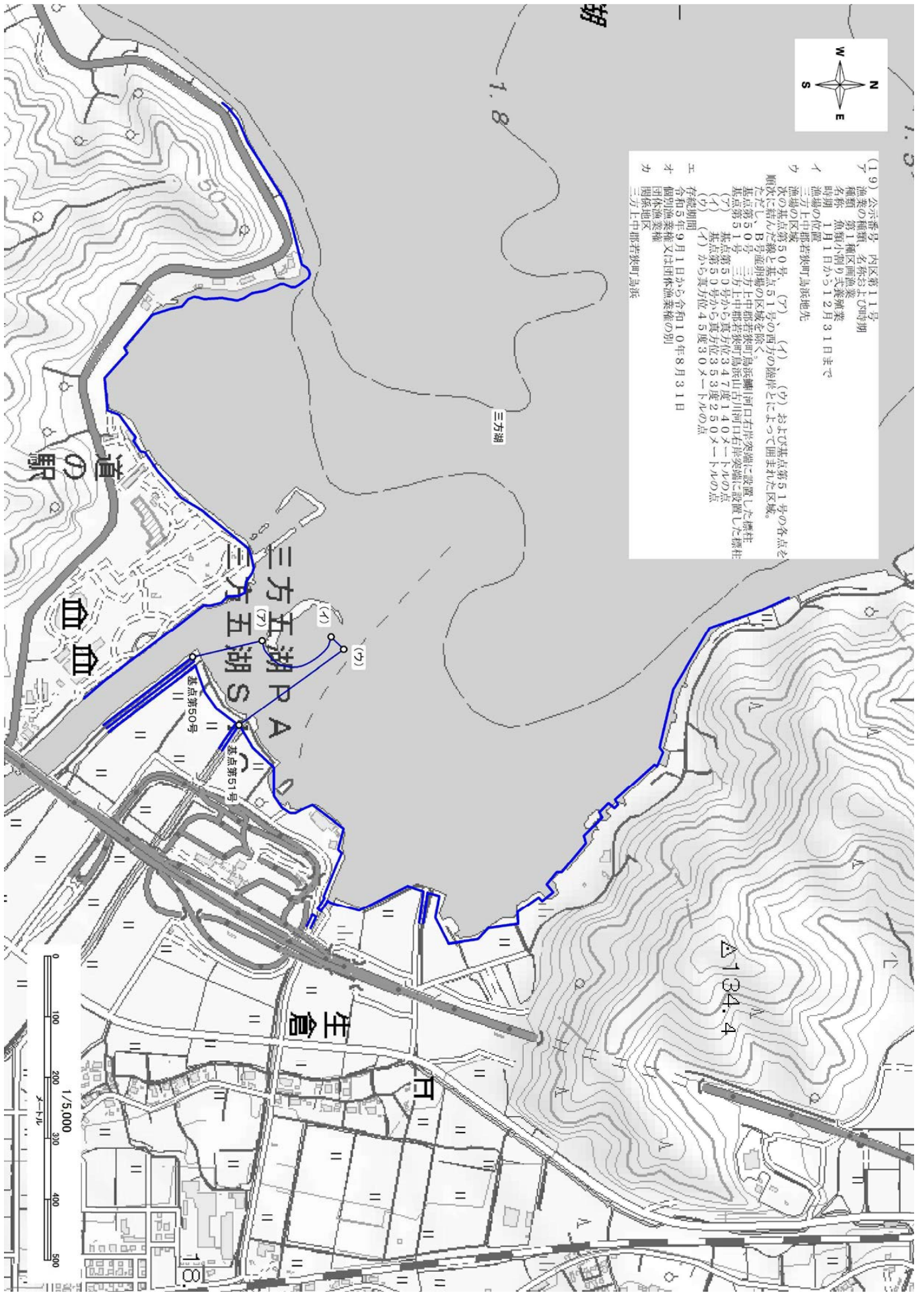
(：7) 公示番号 内共第21号

漁業の種類、名称および時期	種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで	
"	えむし	"	"
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで	
"	こい	"	"
"	ふな	"	"
"	やまめ	"	"
"	もろこ	"	"
"	わかさぎ	"	"
"	うなぎ	"	"
"	えび	"	"



イ 漁場の位置
 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)
 ウ 漁場の区域
 三方湖の基点第30号と(7)とを結ぶ線および湖岸とによって囲まれた
 三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域
 エ 基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
 (7) 基点第30号から真方位350度40分の線と湖岸との交点
 オ 存続期間
 令和5年9月1日から令和15年8月31日
 カ 開採地区
 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)





(19) 公示番号 内区第11号
 漁業の種類 名称および時期
 種類 魚類小網り式養殖業
 名称 魚類小網り式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
 イ 漁場の位置
 三方上中部若狭町鳥浜地先
 ウ 漁場の区域
 次の基点第50号、(7)、(4)の基点(ウ)および基点第51号の各点を
 順次に結んだ線と基点51号の(7)の基点とによって囲まれた区域。
 エ ただし、B号遊歩場の区域を除く。鳥浜側河口右岸突端に設置した標柱
 基点第51号 三方上中部若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱
 (7) 基点第50号から真方位34.7度140メートルの点
 (4) 基点第50号から真方位35.3度250メートルの点
 (ウ) (4)から真方位45度30メートルの点
 エ 令和5年9月1日から令和10年8月31日
 令和5年9月1日以後は団体漁業権の別
 個別漁業権又は団体漁業権
 団休地区
 三方上中部若狭町鳥浜

令和五年五月三十日発行 発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県